

2017年1月15日(日)朝10:10
1月第3共同主日礼拝式説教

主の降誕節第4、自由交歓会等
日本アライアンス庄原基督教会

説教題：**第7の封印について、
神の前の金の香壇**

聖書：ヨハネの黙示録 9章13～21節

＜口語訳＞

新約聖書395～396頁

ヨハネの黙示録 9章13～21節

＜新共同訳＞

新約聖書463頁

ヨハネの黙示録 9章13～21節

＜新改訳第3版＞

新約聖書486～487頁

ヨハネの黙示9章13～21節＜塚本訳＞

新約聖書797～798頁

主題：主イエス様から賜った聖霊の導き

によって主の弟子たちは、主の名による
神の罪からの救いを宣べ伝えたように、
私たちも、福音を伝えたい。

序論；

- ◇ヨハネの黙示録は、1章1節、「イエス・キリストの黙示」とありますように、神の御子イエス・キリスト様が、天使を通して(1)、長老・使徒ヨハネに与えた「神の国到来の奥義」の黙示で、ローマ皇帝ドミティアヌス(81～96)時代に記録されたものと理解されています。
- ◇ヨハネ黙示録1章は、神の御子の再臨信仰を励ましのことばと神の御子の愛の思いの啓示、2章～3章は、エペソ教会外7つのアジアの教会への手紙、4章は、4つの生き物と24人の長老の讃美、5章は、「天の御座の父なる神の右手の封印の巻物」開封できる屠られた仔羊(羔羊)礼拝と天の大讃美、6章は、「巻物」第1～6巻開封、7章は、144,000人の戦いと神の御座の前での大群衆の大讃美、8章は、第7巻開封前の静寂と聖徒を助ける御使の祈り、御使いのラツパと神の裁き第1段、第2段で、9章1～12節は、人間を害する蝗による神の裁きです。
- ◇ヨハネの黙示録9章13～21節は、第6のラツパと人間殺害の4人の御使い解放です。

本論；

◇本日、ヨハネ黙示録第9章13～21節から主の使信に思い・心をとめます。

◆黙示録9章13～21節；ヨハネは、第7巻開封と御使いの第6のラツパと4人の御使い解放による人間殺害の神の裁きが行われるのを見ました。

◇13～21節；塚本訳◆第6のラツパ-騎兵
{第二の禍}

「13 第六の御使いがラツパを吹いた。すると私は神の前の金の香壇の四つの角から一つの声が出て、

14 ラツパを持っている第六の御使いに(こう)言うのを聞いた、「大ユーフラテス河の辺に縛られている四人の御使いを解き放て！」と。

15 そしてその時、その日、その月、その年のために(長い間)準備されていた四人の御使いは、(今やその時期満ちて)人間の三分の一を殺すために解き放たれた。

16 そしてその(御使い達に従う)騎兵(の大)軍の数は二億(ばかり)であった——(見渡

すことは出来なかったが、)私はその数を聞いた。

- 17 そして、私が幻影で見た馬とそれに乗っている者とはこうであった——彼らは火色と紫色と硫黄色の胸鎧を着けていた。馬は頭は獅子の頭のようにであり、その口からは(胸鎧の色に応じて)火と煙と硫黄とが出ている。
- 18 この三つの災厄で、(すなわち)彼らの口から出る火と煙と硫黄とで、人間の三分之一が殺された。
- 19 というのは、(この)馬の力はその口とその尾にあるからである。すなわち、その尾は蛇に似て居り、(尾の端に蛇の)頭があって、それで(噛んで人を)害するのである。
- 20 しかしこれらの災厄(にも拘らず、これ)で殺されなかった残りの(三分の二の)人々は(ますます頑固になった。彼らは)その手の行為を悔い改めず、悪鬼や、見ることも聞くことも歩くことも出来ない金や銀や銅や石や木の偶像を拝することを廃めず、
- 21 またその殺人をもその呪術をもその淫行

をもその窃盗をも悔い改め(ようとし)なかった。(より大なる災厄は来なければならぬ。」と、ヨハネは神の御座の前の光景を啓示されました。

◇ 13～18節；ヨハネは、「第六の御使いがラツパを吹いた」、「大ユーフラテス河の辺に縛られている四人の御使いを解き放て！」との(神の前の金の香壇の四つの角から一つの声が出て、第六の御使いに(こう)言う)、「その時、その日、その月、その年のために(長い間)準備されていた四人の御使いは、(今やその時期満ちて)人間の三分の一を殺すために解き放たれ」、「(御使い達に従う)騎兵(の大)軍の数は二億(ばかり)で」、「三つの災厄」、「(幻影で見た馬とそれに乗っている者)彼らの口から出る(胸鎧の色に応じた)火と煙と硫黄とが出て、人間の三分の一が殺された」のです。

⇒「第5の御使いのラツパ」の時は、「星」が天から「奈落の坑」に落ち、「奈落の坑を鍵で開け」、「煙の中から(人間を苦しめる)蝸の力を有つ蝗(の大軍)」が、「額に神の印の無い

人間(だけ)」を「苦しめました」が、殺すことはなかったのです。

⇒「**第6の御使いのラツパ**」の**神のさばき**では、「**大ユーフラテス河の辺に縛られている四人の御使い**」が解放されて、「**地上の住む人間の三分の一が殺される**」ものです。

⇒「**蝸蝗**」も、「**軍馬軍団**」をもっていました。が、「**大ユーフラテス河の辺に縛られている四人の御使い**」は、「**騎兵(の大)軍の数は二億(ばかり)**」と、桁外れの数をもっており、「**騎兵**」は、「**火色と紫色と硫黄色の胸鎧**」を着け、「**(胸鎧の色に応じた)馬の口から火と煙と硫黄とが出て**」、「**地上の人間の三分の一が殺される**」、ヨハネ黙示録20章の**サタン**への**神の終末のさばき**と結びつく予備的のものであったことが分ります。

⇒「**第2の死**」(ヨハネ黙示録20:14)が、最終的に課せられる時には、「**蝸蝗、4人の御使い**」等を用いず、**神ご自身**が、「**悪魔、サタン**」をも含め、「**額に神の印の無い人間**」は、逃れる道が残されないのです。

⇒**神へ心**を真摯に向けて生かされたい。

◇19～21節；「馬」には、「馬の(尾の端に蛇の)頭」があり、「尾の蛇が(噛んで人を)害する」のですが、「これらの災厄(にも拘らず、これ)で殺されなかった残りの(三分の二の)人々は(ますます頑固(かたくな))になった。彼らは)その手の行為を悔い改めず、悪鬼や、見ることも聞くことも歩くことも出来ない金や銀や銅や石や木の偶像を拝することを廃めず、その殺人をもその呪術をもその淫行をもその窃盗をも悔い改め(ようとし)なかったより大なる災厄は来なければならぬ)」と、ヨハネは、神の裁きへの「額に神の印の無い人間」の偶像礼拝と不品行生活への固執を啓示されています。

⇒神は、「大ユーフラテス河の辺に縛られている四人の御使い」の解放と人間の三分の一が殺害という厳しい裁きを行うように「神の前の香壇の4つの角」から命じられましたが、生き残った「額に神の印の無い人間」の心には、届かなかったというのです。

⇒神が、「あわれみと忍耐の心」を神礼拝、祈り、讚美で、「悔い改め」へ導かれない。

結論；

- ◇神は、変わらない愛と思いやりの神です。
- ◇ヨハネの黙示録は、1章1節、「イエス・キリストの黙示」とありますように、神の御子イエス・キリスト様が、天使を通して(1)、長老・使徒ヨハネに与えた「神の国到来の奥義」の黙示で、ローマ皇帝ドミティアヌス(81～96)時代に記録されたものと理解されています。
- ◇ヨハネ黙示録1章は、神の御子の再臨信仰を励ましのことばと神の御子の愛の思いの啓示、2章～3章は、エペソ教会外7つのアジアの教会への手紙、4章は、4つの生き物と24人の長老の讃美、5章は、「天の御座の父なる神の右手の封印の巻物」開封できる屠られた仔羊(羔羊)礼拝と天の大讃美、6章は、「巻物」第1～6巻開封、7章は、144,000人の戦いと神の御座の前での大群衆の大讃美、8章は、第7巻開封前の静寂と聖徒を助ける御使の祈り、御使いのラツパと神の裁き第1段、第2段で、9章1～12節は、人間を害する蝗による神の裁きです。

- ◇ヨハネの黙示録9章13～21節は、第6の
ラツパと人間殺害の4人の御使い解放です。
- ⇒神の裁きは、「神に聴き従うことを拒む者」に
は、回避できない出来事で、偶像礼拝とその
結果の不品行の罪には、神の裁きが必ず
及びます。
- ⇒併し、神の圧倒的な恵みによって「神の子」と
呼ばれ、「額に神の印を受けた者」と認められ、
「今あるは神の恵み」と、神に感謝し、讚美
できることを喜び合いたいとねがいます。
- ⇒神の前には、「香壇」があり、「香の煙」は、
「聖徒祈り」(ヨハネ黙示録8:4)ですから、「神
の声」と「神の聖徒の祈り」は、一体です。
- ⇒OS師は、ヨハネ黙示録8:8、6:9、10から
「神のあかしのために殉教した聖徒の復讐
を求める祈り」でもあることを語っておられ
ますが、「神の御子」が、その叫びに答えて、
「大ユーフラテス河の辺に縛られている四人
の御使い」、「額に神の印の無い人間の偶像
礼拝の心を支配する悪魔・サタン」へ挑戦
していて下さるのです。
- ⇒復讐よりも、神礼拝、悔い改めに徹したい。

⇒OS師お勧めの讚美歌308番を讚美しましょう。